

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 葬式費用になるもの・ならないもの

Q：香典返しや法事の費用などは、葬式費用として控除できないそうですが、戒名料、読経料、会葬御礼などは葬式費用として控除できるのでしょうか。

A：戒名料、読経料、会葬御礼の費用は、いずれも、債務控除の対象になります。

【解説】

(1) 債務控除の対象となる葬式費用

- ① 葬式や葬送に際し、あるいはその前において、埋葬、火葬、納骨又は遺がいや遺骨の回送その他に要した費用（仮葬と本葬の両方を行った場合には、両方とも葬式費用として控除できます。）
- ② 葬式に際し、施与した金品で、亡くなった人の職業、財産、その他の事情に照らし相当と認められるものに要した費用
- ③ ①と②のほか、葬式の前後に生じた出費で、通常葬式に伴うと認められるもの
- ④ 死体の捜索や死体、遺骨の運搬に要した費用

(2) 債務控除の対象とならないもの

- ① 香典返戻費用
- ② 墓碑、墓地の買入費や借入料
- ③ 法会に要する費用
- ④ 医学上、裁判上の特別の処置に要した費用

なお、相続を放棄した人や相続権を失った人は、債務控除を受けることができませんが、その人が現実に葬式費用を負担しているときは、その負担額を債務控除の対象としてもよいこととされています。

